

放送分野の視聴データの利活用と  
プライバシー保護のあり方に関する検討会（第5回）

## **受信機メモリの共通NVRAMに保存された 情報等の取扱いについて**

2022年1月19日

在京5社視聴データ利活用検討会

# 本日のご説明内容

## （１）本件ご説明の経緯

## （２）共通NVRAMとは

## （３）リンクキーとは

## （４）共通NVRAMと改正個人情報保護法

## （５）ご参考・今後の技術規格化および関連規程

※ 在京５社視聴データ利活用検討会とは、視聴データの共同利用による利活用の促進、データ基盤の共用、視聴者向け共通サービスの実施、運用ルール（プライバシーポリシーや利活用ルール等）および技術基準の統一を目的に設立した、日本テレビ・テレビ朝日・TBSテレビ・テレビ東京・フジテレビによる任意団体です。

# (1) 本件ご説明の経緯

本検討会第4回（2021年9月30日）【資料4－4】1頁4についてのご説明

## はじめに

1

- 本資料は、資料4－1に基づき、令和2年改正個人情報保護法に基づく放送分野ガイドラインの改正について、検討事項の整理を行うもの。
- 基本的には、放送分野ガイドラインに改正個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。視聴データに関する用語の整理を行った上で、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いの規律について、改正個人情報保護法令で規定されている事項を放送分野ガイドラインに反映。なお、2～4については、現在、放送の事情を勘案した具体的な検討が別途の場で行われているところ（その検討結果は、認定団体指針等に反映予定）。

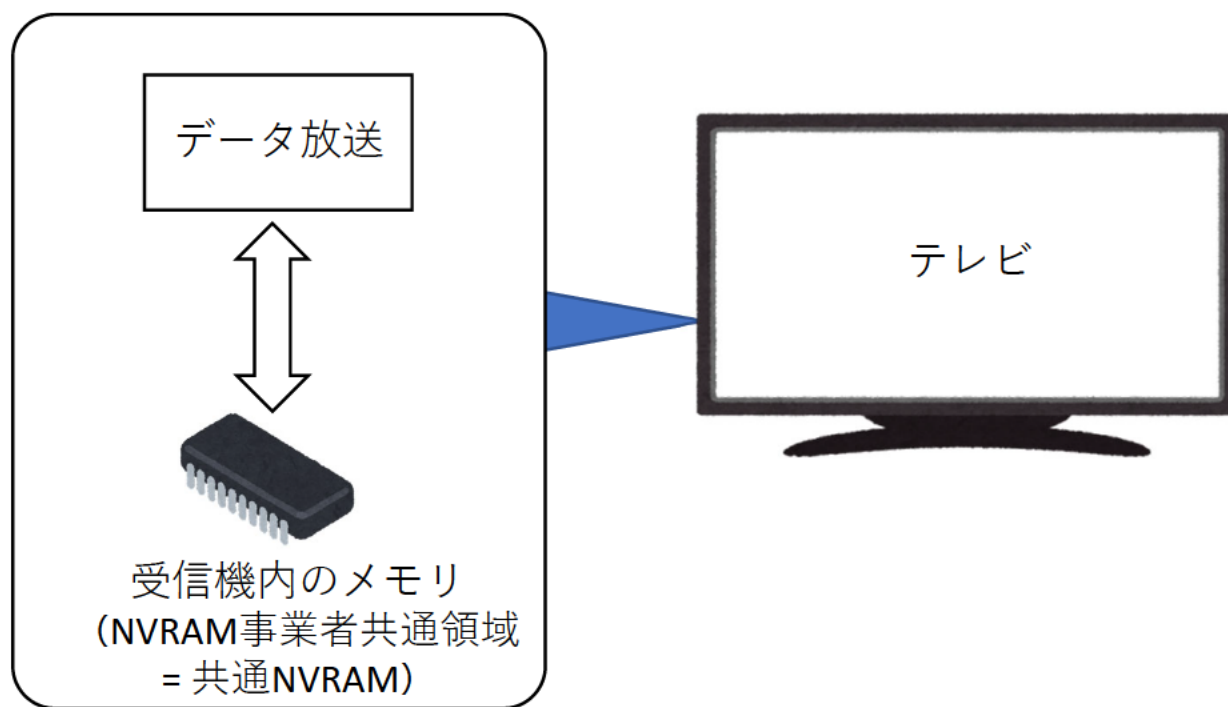
### 4 受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報等の取扱い

受信機メモリの共通NVRAMに保存された情報（リンクキー）は、個人関連情報となることから、その取扱いについて、放送事業者において運用方針を検討中

## (2) 共通NVRAMとは

共通NVRAMとは、データ放送を実施する放送事業者が共通にアクセスできるテレビの中のメモリ領域

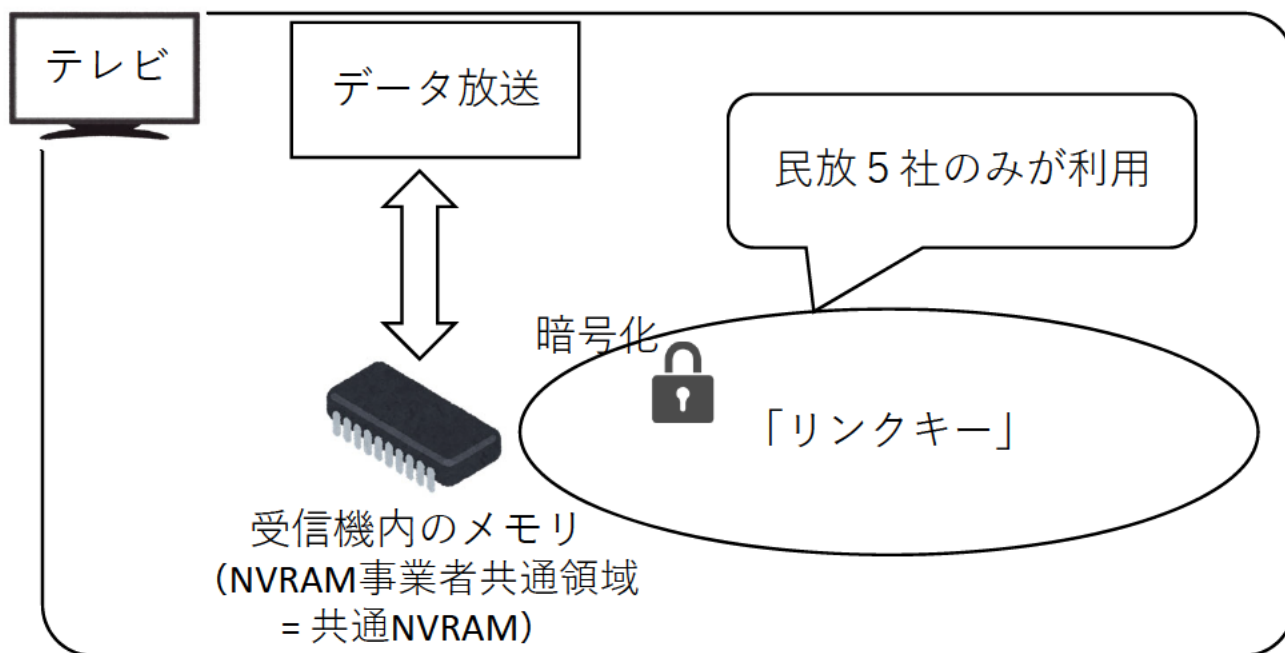
◎ A - P A B（一般社団法人放送サービス高度化推進協会）で技術規格を管理



※ N V R A M = Non-Volatile RAM 不揮発性メモリ

### (3) リンクキーとは

- ◎リンクキーとは、民放キー局 5 社が視聴データを共同利用する場合に、テレビ受信機を識別するために使うランダムな数値。5 社が共同で発行する計画。  
5 社の間で、同一のテレビであることを識別するためだけに用いる。
- ◎安全に利用する手法は、総務省の実証事業で 2 度検証し改善（2018年度、2019年度）
- ◎さらなる安心安全の確保を目指し、暗号化措置を施す方針（2021年度）



## (4) 共通NVRAMと改正個人情報保護法

### ◎改正個人情報保護法で「個人関連情報」規定新設

#### 第31条（個人関連情報の第三者提供の制限等）

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（中略）を個人データとして取得することが想定される（※下記②）ときは、（中略）次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供（※下記①）してはならない。（以降略）

#### ①「提供」にあたるか

個人情報保護法ガイドライン（通則編）において、「提供」とは、個人データ等を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう、とされている。（通則編2-17）

民放キー局5社以外の事業者等がリンクキーを取得可能な状態にある場合には、共通NVRAMにリンクキーを書き込む行為は、それ自体が個人関連情報の第三者「提供」に該当すると考えられる。したがって、当該第三者（民放キー局5社以外の事業者等）がリンクキーを個人データとして取得することが「想定される」ときは、改正法第31条（個人関連情報の第三者提供の制限等）の規律を受けることとなると考える。

#### ②「想定される」ときに該当するか

個人情報保護法ガイドライン（通則編）において、「想定される」とは、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は、取引状況等の客観的事実等に照らし、一般人の認識（同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識）を基準として、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう、とされている。（通則編3-7-1-2）

民放キー局5社は、第三者がリンクキーを個人データとして取得することを現に想定してはいない。また、5社は技術的にリンクキーを個人データとして取得することが可能な放送事業者（※1）に対して問合せを行い、①当該放送事業者においてリンクキーに有用性は認められないこと、②当該放送事業者において、リンクキーを取得し、これを自社の保有する個人データに紐付けて利用する意向はないことを文書等にて確認している。これを前提とすると、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準としても、当該放送事業者において、個人関連情報を「個人データとして取得する」ことが「想定される」、とはいえないものとする。

※1 意向を確認したのは、当てはまる放送事業者の類型ごとの主要な事業者

## (5) ご参考・今後の技術規格化および関連規程

### ◎技術規格化

民放キー局 5 社としてA-PAB（放送サービス高度化推進協会）において技術規格化を申請予定  
A-PAB会員社の放送事業者、TVメーカー等のコンセンサスを得て規格化

### ◎関連規程

「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス（ver2.1）」

※有識者、放送事業者、放送関連団体、TVメーカーで構成する「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」が  
取りまとめた業界自主ルール

#### 第2 プラクティス

##### 3. 識別子の運用に関する事項

##### 3.2. 民間放送事業者等が共通的に用いる ID の取扱い

- ・ 共同で取得する放送事業者が発行する識別子（ID）を、データ放送において受信機の不揮発性メモリー（NVRAM）の放送事業者共通領域に書き込む運用を行う際に、以下の要件を満たす運用を行う。-略-

1. 識別子及び受信機の不揮発性メモリーを利用する事業者の管理責任が明確になるように、技術基準と運用基準を定め、適切に運用する。
2. 放送事業者共通領域は、当該データ取得を共同で行わない事業者に対するアクセス制御を行うことはできないため、利用する事業者は第三者の不正アクセスに対する安全管理措置を施す。
3. 識別子は視聴者からの要望等、必要に応じて削除またはリセットできるようにする。